

財団法人舞台芸術財団演劇人会議 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人舞台芸術財団演劇人会議（以下「財団」という。）という。

2 財団の略称は舞台芸術財団とする。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を富山県南砺市利賀村上百瀬字東山43に置く。

2 財団は、従たる事務所を東京都港区高輪3の19の17の402号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 財団は、自立し、個性豊かな地域社会の実現に資するため、全国各地域における舞台芸術活動に関する研鑽及び発表の環境変革並びに舞台芸術活動に関する情報機能の確立を図るとともに、舞台芸術活動の地域間交流及び国際交流事業を推進し、もって地方自治体や地域の住民等との連携の下に創造的で文化的な地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における舞台芸術活動の企画、制作、発表及びコンサルティングに関する事業
- (2) 舞台芸術の地域間交流のネットワークの形成に関する事業
- (3) 舞台芸術の国際交流に関する事業
- (4) 舞台芸術専門劇場の設立の推進と運営慣行の確立に関する事業
- (5) 地域の舞台芸術活動の活性化を担う舞台芸術家及び観客の育成に関する事業
- (6) 舞台芸術諸活動に必要な情報センター機能の確立と舞台芸術専門誌の刊行に関する事業
- (7) 地域における舞台芸術活動に関連する諸産業の振興に関する事業
- (8) 地方自治体が推進する美しく潤いのある地域づくりなどの諸施策との連携、協力に関する事業
- (9) 美しく潤いのある地域づくりなどに取り組む住民の諸活動との連携、支援に関する事業
- (10) その他財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助会員会費
- (5) 補助金等
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(財産の種類)

第6条 財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって、構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、総務大臣及び文部科学大臣の承認を得て、その一部分を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 財団の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、総務大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに理事長が作成し、監事の監査を経たのち、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、当該会計年度終了後3月以内に総務大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2 財団の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第13条 財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ、総務大臣及び文部科学大臣の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 第7条 第1項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、財団が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第16条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(種別及び定数)

第17条 財団に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内 (うち理事長1名、副理事長2名、常務理事1名)

(2) 監事 2名

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選で定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第19条 理事長は、財団を代表し、財団の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順序により、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して財団の常務を掌握し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、財団の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財団の財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は総務大臣及び文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第22条 役員報酬については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(構成及び機能)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の業務の執行に関する重要な事項を議決する。
- 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事現在数の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、あらかじめ、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により開会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された2人の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 顧問

(顧問)

第30条 財団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて財団の運営に関する事項について助言する。

4 第20条第1項、第21条及び第22条の規定は、顧問について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 財団に評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第20条から第22条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、助言する。

3 評議員会の議長は、出席した評議員がこれを互選する。

4 第24条第1項及び第3項並びに第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 財団に賛助会員を置く。

2 賛助会員は、財団の目的及び事業に賛同する者とする。

3 前2項に定めるもののほか、会費等必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第34条 財団の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第36条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 財団が解散するとき有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣及び文部科学大臣の許可を受けて地方公共団体又は財団と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 財団の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

(委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。